三朝町令和５年台風７号に係る企業復興支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第４条及び第27条の規定に基づき、三朝町令和５年台風７号に係る企業復興支援金（以下「本支援金」という。）の支給について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支給目的）

第２条　本支援金は、原油価格・物価高騰等の影響が長期化する中で、令和５年台風第７号等による被害が町内の広範囲に及び、町経済への悪影響が懸念されるため、被災した町内中小事業者等が行う設備等の復旧及び生産性向上の取組を支援することで、災害対応力を強化し、さらなる成長につなげることを目的に予算の範囲内で支給する。

（対象者）

第３条　本支援金の対象者は、令和５年台風第７号等災害企業復興補助金交付要綱（令和５年８月21日付第202300134038号鳥取県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。）に規定する県内中小企業者等のうち町内に事業所を有し、かつ、県要綱に基づき、令和５年台風第７号等災害企業復興補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けたものとする。

（支給額）

第４条　本支援金の支給額は、交付を受けた県補助金（町内に所在地を有する事業所に係るものに限る。）の額に４分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を上限とする。

（支給申請）

第５条　本支援金の支給を受けようとする者は、三朝町令和５年台風７号に係る企業復興支援金支給申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、令和６年２月29日までに町長に提出しなければならない。

（１）県補助金の申請書類一式の写し

1. 県補助金の交付決定通知書の写し

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、不要とする。

（支給決定）

第６条　町長は、前条の規定により本支援金の支給申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、本支援金を支給することが適当であると認めたときは、本支援金の支給の決定を行うものとする。

２　規則第17条の実績報告及び規則第20条の請求は、前条の規定による申請をもってこれに代える。

（規則との調整）

第７条　町長は、規則第 27 条の規定により、本支援金の支給申請、支給決定、請求及び実績報告に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

（本補助金の返還）

第８条　町長は、本支援金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、当該事業者に対して支給した本補助金について支給決定を取消して返還させるものとする。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか本支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年９月８日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第６条の規定による交付決定のあった本支援金の支給については、同日後もなおその効力を有する。

別記様式（第５条関係）

令和　年　月　日

三朝町長　様

（申請事業者）郵便番号　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

三朝町令和５年台風７号に係る企業復興支援金支給申請書

三朝町令和５年台風７号に係る企業復興支援金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県補助金交付決定額 | 補助率 | 支給申請額 |
| 円 |  | 円 |

* 1,000円未満の端数が生じた際は、切り捨てる。

この補助金は、下記指定の預金口座へ振り込み願います。

　（申請事業者名義の口座を記入してください。）

　振込先口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　振込口座 | 金融機関名 |  | 支店・支所名出張所名 |  |
| 預金種別 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| ふりがな |  |
| 口座名義 |  |

添付書類　①　県補助金の申請書類一式の写し

　　　　　　②　県補助金の支給決定通知の写し